

## 1 施設の概要

施設名					
施設管理者					
所在地					
指定緊急避難場所 の災害種別	洪水 ・ 土砂 ・ 地震 ・ 火事 ・ 火山				
職員数	職種		平常時		災害時等
	常勤		人		人
	非常勤		人		人
	臨時職員		人		人
利用者数	平日	1日当たり	人	土日祝	1日当たり
					人
建物構造	造 階建				
延床面積	m <sup>2</sup> ※複合施設の場合は占有部分の面積を記入				
形態	独立・併設施設あり（施設名： ）				
設備	給湯室	あり（ m <sup>2</sup> ）・なし			
	調理室	あり（ m <sup>2</sup> ）・なし			
	浴室	あり（ m <sup>2</sup> ）・なし			
	トイレ	男性	箇所（うち洋式	箇所）	
		女性	箇所（うち洋式	箇所）	
		多目的	箇所		
	昼の部屋	あり（ m <sup>2</sup> ）・なし			
	非常用発電機	あり ・ なし			
	暖房	あり ・ なし			
エレベーター	あり ・ なし				
個室の数	室				
備品					
備蓄品					
避難者収容人数 （面積／3 m <sup>2</sup> ）	約 人				
駐車台数，駐輪台数	車 台，自転車 台				

## 2 緊急時の連絡体制

- ・災害時等に円滑な連絡体制がとれるよう、避難所所管課と施設管理者は、緊急時の連絡先を共有します。
- ・連絡体制については、個人情報になりますので、緊急時のみ使用することとし、取扱いには十分に注意します。
- ・連絡体制に変更が生じた場合には、速やかに修正し、情報共有を行うこととします。

## &lt;盛岡市&gt;

部 課	電話	
	F A X	
	メール	
緊急時対応者① 氏名	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	
緊急時対応者② 氏名	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	

## &lt;施設&gt;

施設	電話	
	F A X	
	メール	
緊急時対応者① 施設長	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	
緊急時対応者② 氏名	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	
緊急時施設開錠者 氏名	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	

※緊急時対応者は必要に応じて追加することとします。

### 3 緊急時参集者の指定

- ・緊急時に参集する職員の順番を予め定めておき、円滑な施設の開錠及び避難所開設を行うことができるようにします。
- ・災害規模によって、市職員の参集体制が定められているので、施設においてもそれに準じた参集体制を事前に決めておくこととします。(市職員参集体制については【共通編6頁】参照のこと)
- ・緊急時対応者以外の施設職員の連絡先は、特に必要がなければ、避難所所管課と共有する必要はありません。
- ・個人情報になるため、取扱いには十分に注意することとします。

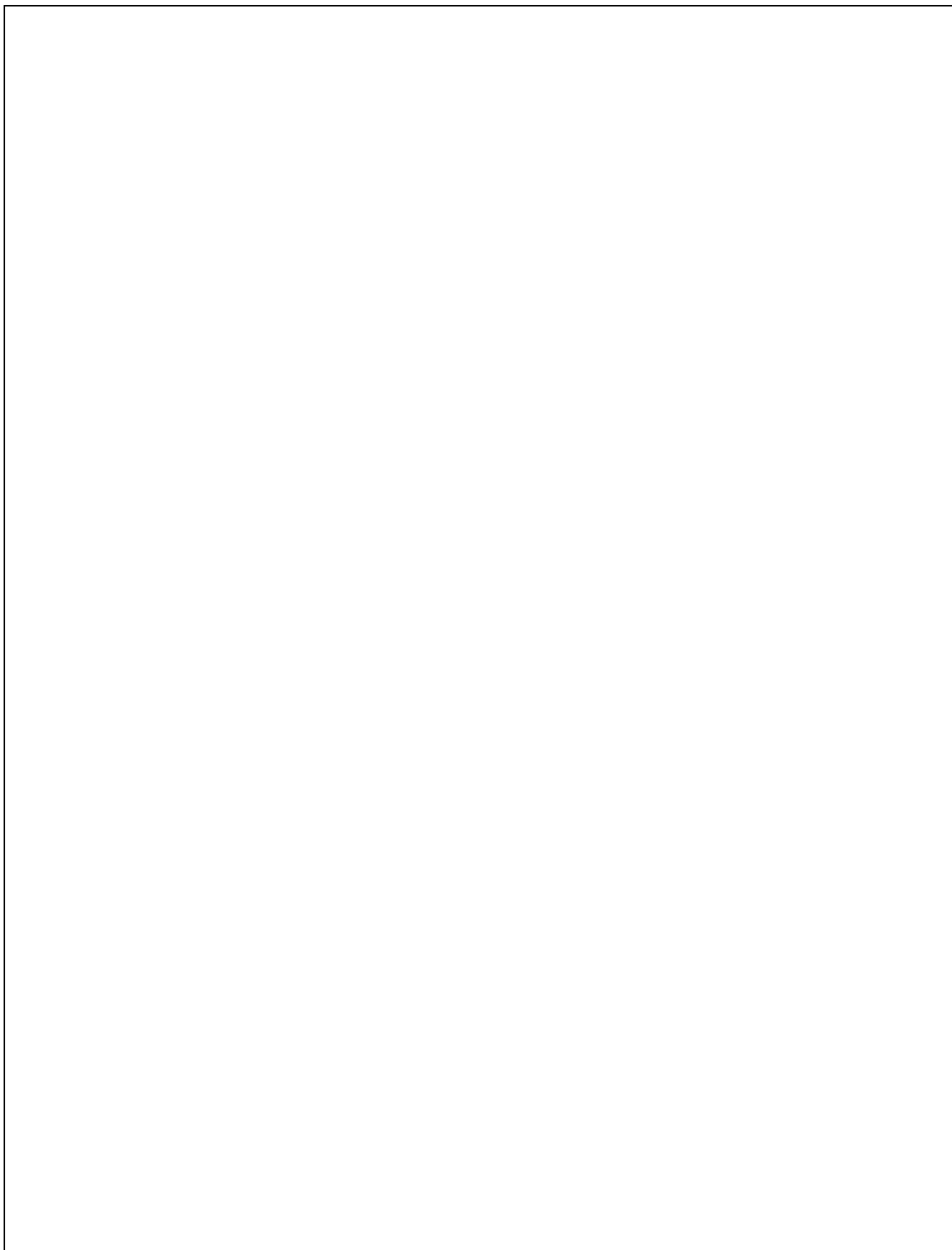
順位	氏名	緊急連絡先	警戒配備 対象者	非常配備 対象者
1	盛岡 太郎		○	○
2	■■ ■■		○	○
3	△△ △△		○	○
4	○○ ○○			○
5	◇◇ ◇◇			○
6				
7				
8				
9				
10				

## 4 避難・共有スペース一覧

番号	部屋名	用途	収容人数 (面積/3 m <sup>2</sup> )
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※施設の状況に応じて、避難所として開放することが出来る部屋を記載することとし、全ての部屋に役割を持たせる必要はありません。

5 避難所レイアウト図



※避難・共有スペース一覧の番号（【短期運営編】参照）を記載すること

## 6 避難所におけるルール

・避難所として開設した場合に、避難所内の秩序を一定に保つことや、避難所閉鎖後に早期に本来の機能を回復するために、避難所ごとにルールを定め、掲示します。

### 【参考】

この避難所における共通ルールは、次のとおりです。

避難された方は、次の事項を守り、施設を利用することとします。

- 1 避難所は、災害の危険から一時的に身を守るために避難する場所であり、地域住民等の共同生活の場となる施設です。
- 2 避難所は、原則として市災害対策（警戒）本部において、災害の危険性が無くなったと判断した場合や、電気、ガス、水道などのライフラインが復旧する頃を目途に閉鎖します。
- 3 避難された方は、受付で避難者名簿に記入することとします。
- 3 この避難所では、避難できる場所として開放している部屋は次のとおりです。  

---
- 4 施設職員や避難された方が共同で使用するような場所に避難することは出来ません。
  - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼紙の内容には必ず従ってください。
  - ・避難所では、避難状況により、利用する部屋（場所）の移動を行うことがあります。
- 5 食料や物資の配布は家族単位で行います。
- 6 食事の時間は、朝食 時から 時、昼食 時から 時、夕食 時から 時とします。
- 7 起床時刻は 時 分とします。
- 8 消灯時刻は 時 分とします。
  - ・ 点は点灯したままとし、 点は消灯時刻に照明を落とします。
  - ・ 点は 点は、盗難などの防止のため、点灯したままとします。
  - ・携帯電話は、他の避難されている方に迷惑にならないように、マナーモードにしておきます。
- 9 携帯電話で通話される方は、 点 に移動し、通話してください。
- 10 各種伝達情報は、避難所内の掲示板に貼り出します。
- 11 ペットを室内に入れることは原則禁止します（補助犬は除きます）。指定された場所において、飼い主の責任で飼育管理をします。
- 12 トイレは、 点 のトイレを使用してください。
- 13 ゴミは分別し、指定された場所に出してください。
- 14 退所する場合は、市職員又は施設職員に必ずその旨を伝えてください。

## 7 周辺の避難施設

- ・災害発生のおそれがあり、避難情報が発令され、さらに当該施設にいて身身の安全を確保することが出来ない場合は、周辺の避難施設に避難することも想定します。
- ・周辺の避難施設へは、原則徒歩で移動することとします。

施設名		
指定区分・災害種別	指定避難所・指定緊急避難場所（洪水，土砂，地震・火事・火山）	
住所		
連絡先	電話	
	F A X	
	メール	
参考	施設から避難施設までの距離	k m
	徒歩で避難した場合の時間	分
避難施設までの経路図		

## 1 施設の概要

施設名	〇〇地区活動センター				
施設管理者	盛岡 太郎				
所在地	盛岡市内丸1-1				
指定緊急避難場所の災害種別	洪水 ・ 土砂 ・ 地震 ・ 火事 ・ 火山				
職員数	職種	平常時		災害時等	
	常勤	5人		5人	
	非常勤	1人		人	
	臨時職員	1人		人	
利用者数	平日	1日当たり	50人	土日祝	1日当たり 100人
建物構造	鉄筋コンクリート 造2階建				
延床面積	500 m <sup>2</sup> ※複合施設の場合は占有部分の面積を記入				
形態	独立・併設施設あり (施設名: ◆◆センター )				
設備	給湯室	あり ( 10 m <sup>2</sup> ) ・ なし			
	調理室	あり ( 15 m <sup>2</sup> ) ・ なし			
	浴室	あり ( m <sup>2</sup> ) ・ なし			
	トイレ	男性 10箇所 (うち洋式 4箇所) 女性 8箇所 (うち洋式 8箇所) 多目的 1箇所			
	昼の部屋	あり ( 30 m <sup>2</sup> ) ・ なし			
	非常用発電機	あり ・ なし			
	暖房	あり ・ なし			
	エレベーター	あり ・ なし			
	個室の数	7 室			
備品	机 20 個, イス 50 脚				
	ホワイトボード2、スクリーン1、プロジェクター1、マイクセット1				
備蓄品	アルファ化米 五目 200 食 (消費期限●年●月)、白米 100 食 (消費期限○年○月)、毛布 200 枚				
避難者収容人数 (面積/3 m <sup>2</sup> )	約 166 人				
駐車台数, 駐輪台数	車 40 台, 自転車 30 台 (併設施設利用者含む)				



## 2 緊急時の連絡体制

- ・災害時等に円滑な連絡体制がとれるよう、避難所所管課と施設管理者は、緊急時の連絡先を共有します。
- ・連絡体制については、個人情報になりますので、緊急時のみ使用することとし、取扱いには十分に注意します。
- ・連絡体制に変更が生じた場合には、速やかに修正し、情報共有を行うこととします。

## &lt;盛岡市&gt;

□□□部 ●●●●●課	電話	
	F A X	
	メール	
緊急時対応者① 氏名 ○○ ○○	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	
緊急時対応者② 氏名 ◇◇ ◇◇	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	

## &lt;施設&gt;

施設	電話	
	F A X	
	メール	
緊急時対応者① 施設長 盛岡 太郎	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	
緊急時対応者② 氏名	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	
緊急時施設開錠者 氏名 ◆◆ ◆◆	電話	自宅：       —       —
		携帯：       —       —
	メール	

※緊急時対応者は必要に応じて追加することとします。

### 3 緊急時参集者の指定

- ・緊急時に参集する職員の順番を予め定めておき、円滑な施設の開錠及び避難所開設を行うことができるようにします。
- ・災害規模によって、市職員の参集体制が定められているので、施設においてもそれに準じた参集体制を事前に決めておくこととします。(市職員参集体制については【共通編6頁】参照のこと)
- ・緊急時対応者以外の施設職員の連絡先は、特に必要がなければ、避難所所管課と共有する必要はありません。
- ・個人情報になるため、取扱いには十分に注意することとします。

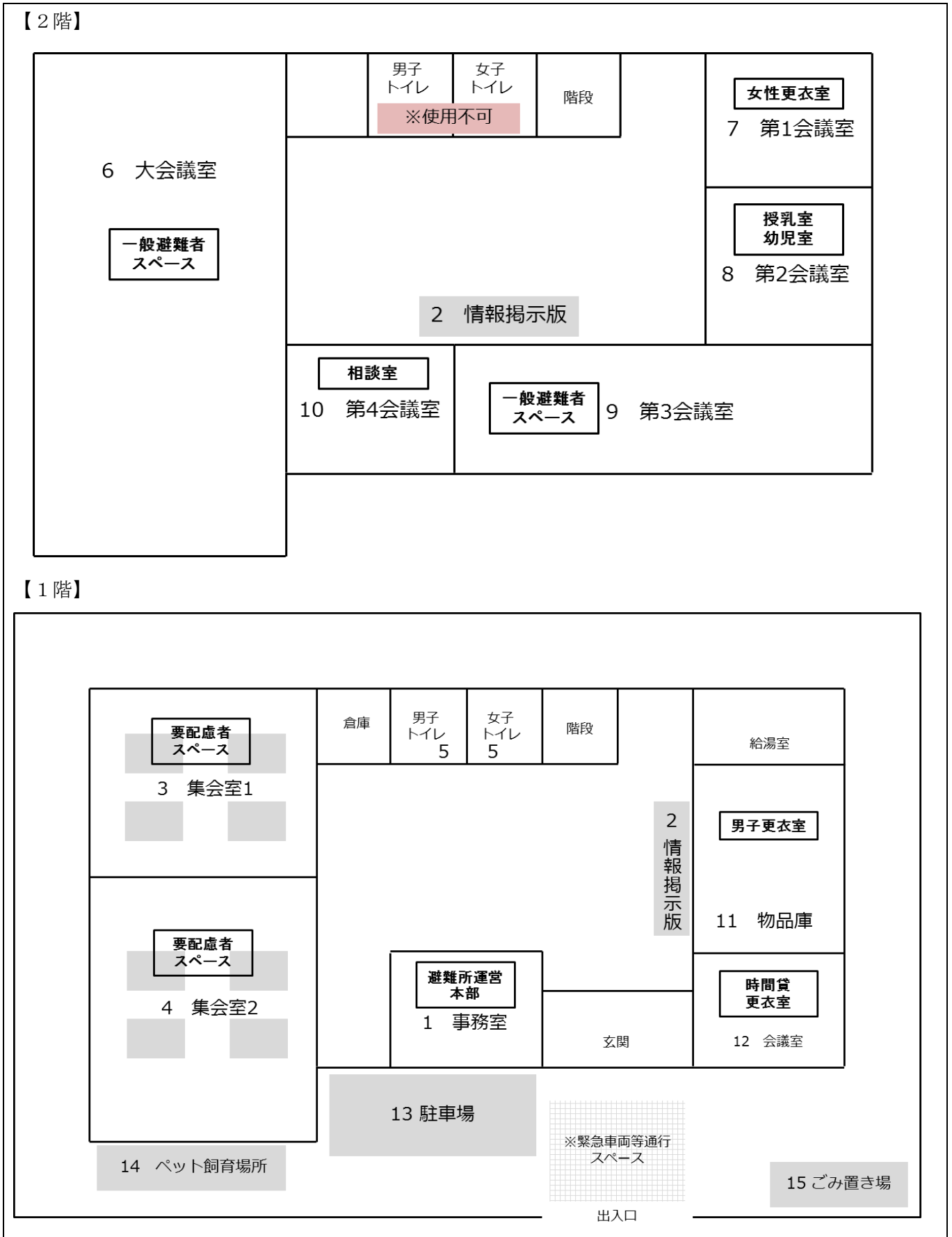
順位	氏名	緊急連絡先	警戒配備 対象者	非常配備 対象者
1	盛岡 太郎		○	○
2	■■ ■■		○	○
3	△△ △△		○	○
4	○○ ○○			○
5	◇◇ ◇◇			○
6				
7				
8				
9				
10				

## 4 避難・共有スペース一覧

番号	部屋名等	用途	収容人数 (面積/3 m <sup>2</sup> )
1	事務室	避難所運営本部	
2	一, 二階ホール	情報掲示板	
3	集会室 1 (昼)	要配慮者避難スペース①	10
4	集会室 2 (昼)	要配慮者避難スペース②	20
5	男女トイレ	男女トイレ	
6	大会議室	一般避難者スペース①	30
7	第 1 会議室	女性用更衣室	
8	第 2 会議室	授乳室, 乳幼児室	
9	第 3 会議室	一般避難者スペース②	15
10	第 4 会議室	相談室	
11	物品庫	男性用更衣室	
12	会議室	時間貸更衣室	
13		駐車場	
14		ペット飼育場所	
15		ごみ集積所	

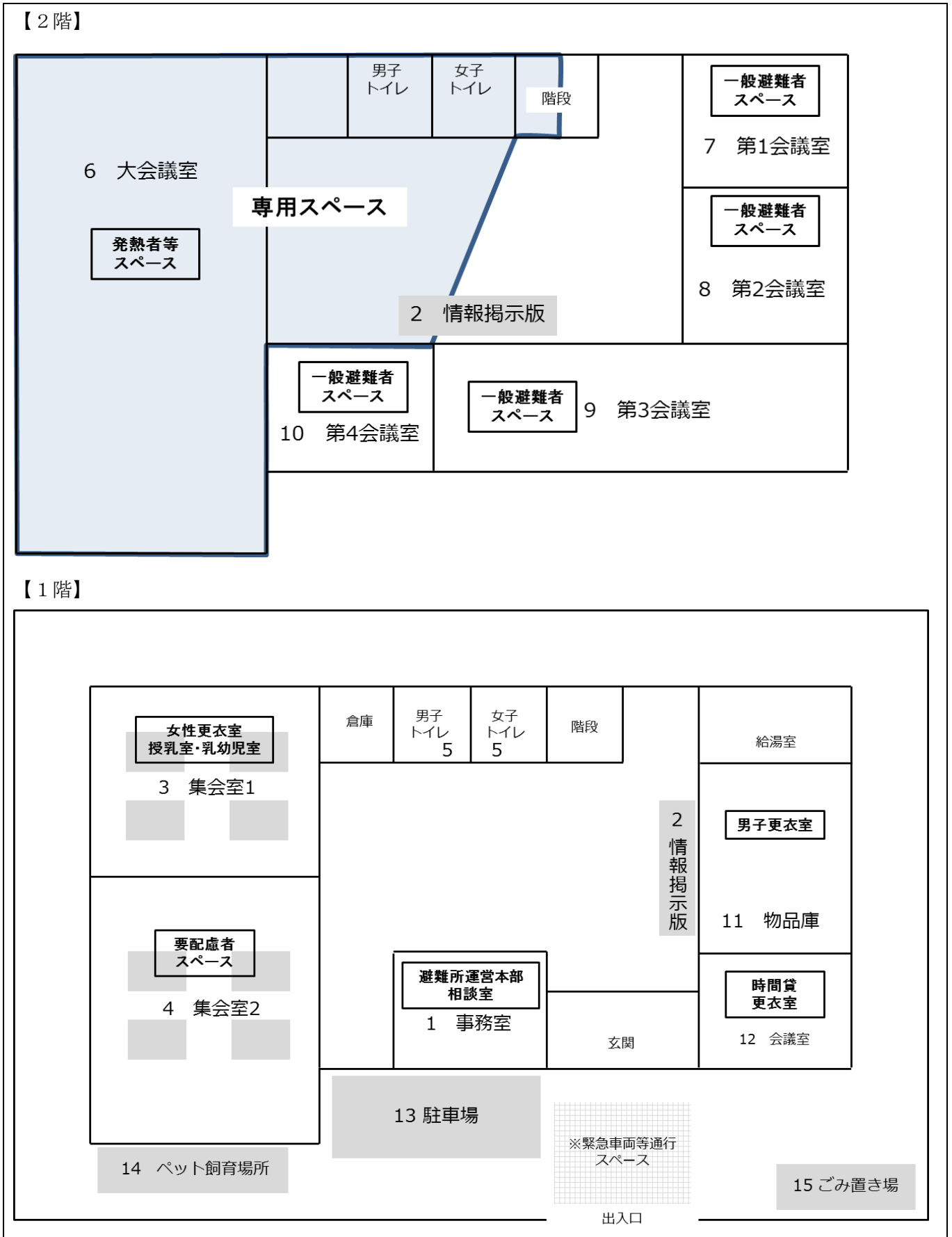
※施設の状態に応じて、避難所として開放することが出来る部屋を記載することとし、全ての部屋に役割を持たせる必要はありません。

5 避難所レイアウト図



※「4 避難・共有スペース一覧」の番号を記載すること

5 避難所レイアウト図（新型コロナウイルス感染症対応）



※「4 避難・共有スペース一覧」の番号を記載すること

## 6 避難所におけるルール

・避難所として開設した場合に、避難所内の秩序を一定に保つことや、避難所閉鎖後に早期に本来の機能を回復するために、避難所ごとにルールを定め、掲示します。

### 【参考】

この避難所における共通ルールは次のとおりです。

避難された方は、次の事項を守り、施設を利用することとします。

- 1 避難所は、災害の危険から一時的に身を守るために避難する場所であり、地域住民等の共同生活の場となる施設です。
- 2 避難所は、原則として市災害対策（警戒）本部において、災害の危険性が無くなったと判断した場合や、電気、ガス、水道などのライフラインが復旧する頃を目途に閉鎖します。
- 3 避難された方は、受付で避難者名簿に記入することとします。
- 3 この避難所では、避難できる場所として開放している部屋は次のとおりです。  
集会室1, 集会室2, 大会議室, 第3会議室
- 4 施設職員や避難された方が共同で使用するような場所に避難することは出来ません。
  - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼紙の内容には必ず従ってください。
  - ・避難所では、避難状況により、利用する部屋（場所）の移動を行うことがあります。
- 5 食料や物資の配布は家族単位で行います。
- 6 食事の時間は、朝食7時から8時、昼食12時から13時、夕食18時から19時とします。
- 7 起床時刻は6時30分とします。
- 8 消灯時刻は22時30分とします。
  - ・廊下は点灯したままとし、集会室1・2, 大会議室, 第3会議室などは消灯時刻に照明を落とします。
  - ・事務室などは、盗難などの防止のため、点灯したままとします。
  - ・携帯電話は、他の避難されている方に迷惑にならないように、マナーモードにしておきます。
- 9 携帯電話で通話される方は、ホールに移動し、通話してください。
- 10 各種伝達情報は、避難所内の掲示板に貼り出します。
- 11 ペットを室内に入れることは原則禁止します（補助犬は除きます）。指定された場所において、飼い主の責任で飼育管理をします。
- 12 トイレは、一階のトイレを使用してください。
- 13 ゴミは分別し、指定された場所に出してください。
- 14 退所する場合は、市職員又は施設職員に必ずその旨を伝えてください。

## 7 周辺の避難施設

- ・災害発生のおそれがあり、避難情報が発令され、さらに当該施設にいて身身の安全を確保することが出来ない場合は、周辺の避難施設に避難することも想定します。
- ・周辺の避難施設へは、原則徒歩で移動することとします。

施設名	◇◇◇小学校		
指定区分・災害種別	指定避難所・指定緊急避難場所 (洪水, 土砂, 地震・火事・火山)		
住所	盛岡市〇〇町 2-2		
連絡先	電話		
	F A X		
	メール		
参考	施設から避難施設までの距離	0.7 k m	
	徒歩で避難した場合の時間	10 分	
避難施設までの経路図			